



老後だけではない年金の保障 — 障害給付・遺族給付



三宅 明彦
三宅社会保険労務士事務所 代表

【みやけ・あきひこ】

特定社会保険労務士。金融機関において年金セミナー・年金研修・年金相談講師を主に、企業の労務管理や雑誌の執筆も行っている。また、東京都社会保険労務士会の「年金相談員中級講座」「年金相談員専門（上級）講座」の講師を務める。主な著書に「被用者年金一元化で変わった年金相談・手続実務問答」「年金相談に役立つ周辺知識・雑学・複雑例」（日本法令刊）等がある。

はじめに

年金制度の話をする、老後の損得勘定ばかりにとらわれがちですが、年金制度には老後に受給できる老齢給付の他に、万が一の時の保障として、障害状態になってしまった場合に受給できる「障害給付」と、亡くなってしまった場合にその遺族が受給できる「遺族給付」があります。ですから、年金制度を老齢給付の損得のみで評価してしまうことは早計です。

今回はこの万が一の時の保障について、わかりやすく説明していきたいと思えます。

障害給付

1. 障害給付の種類

障害給付は、ケガや病気によって重度の障害者となった場合に支給されます。国民

年金には1級・2級の「障害基礎年金」が、厚生年金（一元化前の共済年金を含む）には1級・2級・3級の「障害厚生年金」および、3級の支給対象とはならない程度の障害となった場合に一時金で支給される「障害手当金」があります。

1級・2級の障害給付は、国民年金、厚生年金とも同じ程度のケガや病気に対して支給されますが、3級の障害厚生年金、障害手当金は厚生年金独自のものです。

さらに、公務員が公務によるケガや病気が原因で障害となった場合には、年金払い退職給付から「公務障害年金」が支給されます。

2. 障害の程度は？

障害給付は、重度の障害でなければ支給されません。国の福祉事務所という「障害の等級（障害者手帳等の等級）」とは認定基準が違いますので、注意が必要です。以下に障害の程度の基準を簡単に説明します。

☆「障害等級表」（国年令別表・厚生年令別表）から引用

1級……常に介護がないと日常生活ができない程度。1号～11号までである。

2級……日常生活に著しい制限を加える程度。1号～17号までである。

3級……労働に著しい制限を加える程度。1号～14号までである。

手当金……労働に制限を加える程度。1号～22号までである。

さらに詳しくは「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」により定められています。

この基準は必要に応じて随時改定されていますので、確認が必要です。

3. いつから支給されるのか？

病気の場合は初診日（初めて医師の診療を受けた日）から1年6カ月が経過した日を「障害認定日」といい、この日が属する月の翌月から支給されます。

障害認定日の特例として、人工透析をし

図表1 障害年金の仕組み

	国民年金の障害給付 1級・2級	厚生年金の障害給付 1級・2級	3級	3級の対象と ならない程度の障害
厚生年金		加給年金 22万4500円 障害厚生年金 1級…報酬比例部分×1.25 2級…報酬比例部分	障害厚生年金 報酬比例部分	障害手当金（一時金） 報酬比例部分×2
基礎年金	子の加算 2人まで……22万4500円 3人目以降… 7万4800円 障害基礎年金 1級……97万5125円 2級……78万0100円	子の加算 2人まで……22万4500円 3人目以降… 7万4800円 障害基礎年金 1級……97万5125円 2級……78万0100円		

た場合は人工透析をした日から3カ月経過した日、脳血管障害による運動機能障害は6カ月経過以後の症状固定日等があります。ケガの場合はケガが治った日（症状の固定した日のことをいう）からですので、1年6カ月が経過していても支給されます。

なお、障害認定日（または症状固定日）の時点では症状が軽くて年金等が支給されなかった場合でも、その後症状が悪化して、障害等級に該当した場合は、65歳に達する日の前日までに請求をして支給されます。これを「事後重症の障害年金」といいます。

4. 障害年金の支給要件

(1) 障害基礎年金の支給要件

① 初診日要件

- ・ 国民年金の加入期間中に、障害の原因となったケガや病気の初診日があること
- ・ 国民年金の被保険者だった人が、日本に住んでいて、60歳以上65歳未満の間に障害の原因となったケガや病気の初診日があること（ただし、老齢基礎年金の繰上げ受給をしていないこと）

② 障害認定日要件

- ・ 障害認定日（または症状固定日）に1級もしくは2級にあたる障害があること

③ 保険料納付要件

- ・ 初診日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならない全期間の3分の2以上あること
- ・ 平成38年3月31日までは、初診日前1年間に未納期間がないこと

(2) 障害厚生年金（手当金）の支給条件

① 初診日要件

- ・ 厚生年金（共済年金）の加入期間中に、障害の原因となったケガや病気の初診日があること

② 障害認定日要件

- ・ 障害認定日（または症状固定日）に1級、2級、3級にあたる障害があること

③ 保険料納付要件

- ・ 初診日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならない全期間の3分の2以上あること
- ・ 平成38年3月31日までは、初診日前1年間に未納期間がないこと

なお、障害手当金は、厚生年金に加入中のケガや病気が5年以内に治って、3級より軽い障害が残った場合に一時金として支給されます。

5. いくら支給されるのか？（図表1）

(1) 国民年金からの支給（障害基礎年金）

- ・ 1級：97万5125円 + 子の加算
- ・ 2級：78万0100円 + 子の加算

「子の加算」は18歳到達年度の年度末までにある子（20歳未満の障害者の子）がいる人に加算されます。金額は次の通りです。

- ・ 2人まで 1人につき22万4500円
- ・ 3人目以降 1人につき7万4800円

(2) 厚生年金からの支給（障害厚生年金）

1級と2級の場合は、厚生年金と国民年金の両方から年金が支給されます。

- ・ 1級：………：障害厚生年金

図表2 遺族給付の仕組み

国民年金の遺族給付		厚生年金（共済年金）の遺族給付		
		子のある配偶者 （～65歳）	子のない妻 （40～65歳）	子のない配偶者 （65歳～）
厚生年金		遺族共済年金 （経過的職域加算額） 平成27年9月末までの 組合員期間に応じた金額	遺族共済年金 （経過的職域加算額） 平成27年9月末までの 組合員期間に応じた金額	遺族共済年金 （経過的職域加算額） 平成27年9月末までの 組合員期間に応じた金額
		遺族厚生年金 老齢厚生年金×3/4	遺族厚生年金 老齢厚生年金×3/4	遺族厚生年金 老齢厚生年金×3/4
基礎年金		子の加算 2人まで……22万4500円 3人目以降… 7万4800円	子の加算 2人まで……22万4500円 3人目以降… 7万4800円	
		遺族基礎年金 78万0100円	遺族基礎年金 78万0100円	配偶者自身の 老齢基礎年金 最大 78万0100円

1. 遺族給付の種類

遺族給付は、被保険者がもしも（死亡）の場合に、死亡した人に生計を維持されて



遺族給付

ただし、最低保障額が設定されています。

年金原価率、調整率により計算されます。

基礎額、受給権者の年齢区分に応じた終身

公務障害年金額は、公務障害年金算定

(3) 公務障害年金（公務員のみ適用）

3級の障害厚生年金：58万5100円

障害手当金……117万0200円

※3級の障害厚生年金と障害手当金には、最低保障額があります。

ものとして計算します。

※加入月数が25年（3000月）未満の場合には、25年（3000月）の加入があった

は、22万4500円が加算されます。

・「加給年金」として、配偶者（65歳未満で年収が850万円未満）がいる人には、22万4500円が加算されます。

・3級……障害厚生年金（報酬比例分）

・障害手当金……障害厚生年金×2

＋子の加算

＋78万0100円

＋子の加算

＋97万5125円

＋子の加算

＋障害厚生年金（報酬比例分）

＋加給年金

（報酬比例分）×1.25

①国民年金に加入中に亡くなった場合

②60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる間に亡くなった場合

③老齢基礎年金を支給されている（受給資格がある）人が亡くなった場合

上記の場合に、18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）がいる配偶者、または18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）が支給されます。

ただし、①②の場合には、死亡日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならぬ全期間の3分の2以上あることが条件です。または平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

【寡婦年金が支給される条件】

以下の条件を全て満たした夫が亡くなった場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

①夫自身が第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めた期間と免除をされた期間が25年以上あること

②死亡前に、婚姻関係（内縁でもよい）が

いた遺族に支給されるものです。国民年金には「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があり、厚生年金には「遺族厚生年金」があります（図表2）。

2. どのような場合に支給されるのか？

(1) 国民年金の遺族給付

【遺族基礎年金が支給される条件】

①国民年金に加入中に亡くなった場合

②60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる間に亡くなった場合

③老齢基礎年金を支給されている（受給資格がある）人が亡くなった場合

上記の場合に、18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）がいる配偶者、または18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）が支給されます。

ただし、①②の場合には、死亡日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならぬ全期間の3分の2以上あることが条件です。または平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

【寡婦年金が支給される条件】

以下の条件を全て満たした夫が亡くなった場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

①夫自身が第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めた期間と免除をされた期間が25年以上あること

②死亡前に、婚姻関係（内縁でもよい）が

いた遺族に支給されるものです。国民年金には「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があり、厚生年金には「遺族厚生年金」があります（図表2）。

2. どのような場合に支給されるのか？

(1) 国民年金の遺族給付

【遺族基礎年金が支給される条件】

①国民年金に加入中に亡くなった場合

②60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる間に亡くなった場合

③老齢基礎年金を支給されている（受給資格がある）人が亡くなった場合

上記の場合に、18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）がいる配偶者、または18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）が支給されます。

ただし、①②の場合には、死亡日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならぬ全期間の3分の2以上あることが条件です。または平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

【寡婦年金が支給される条件】

以下の条件を全て満たした夫が亡くなった場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

①夫自身が第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めた期間と免除をされた期間が25年以上あること

②死亡前に、婚姻関係（内縁でもよい）が

いた遺族に支給されるものです。国民年金には「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があり、厚生年金には「遺族厚生年金」があります（図表2）。

2. どのような場合に支給されるのか？

(1) 国民年金の遺族給付

【遺族基礎年金が支給される条件】

①国民年金に加入中に亡くなった場合

②60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる間に亡くなった場合

③老齢基礎年金を支給されている（受給資格がある）人が亡くなった場合

上記の場合に、18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）がいる配偶者、または18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）が支給されます。

ただし、①②の場合には、死亡日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならぬ全期間の3分の2以上あることが条件です。または平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

【寡婦年金が支給される条件】

以下の条件を全て満たした夫が亡くなった場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

①夫自身が第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めた期間と免除をされた期間が25年以上あること

②死亡前に、婚姻関係（内縁でもよい）が

いた遺族に支給されるものです。国民年金には「遺族基礎年金」「寡婦年金」「死亡一時金」があり、厚生年金には「遺族厚生年金」があります（図表2）。

2. どのような場合に支給されるのか？

(1) 国民年金の遺族給付

【遺族基礎年金が支給される条件】

①国民年金に加入中に亡くなった場合

②60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる間に亡くなった場合

③老齢基礎年金を支給されている（受給資格がある）人が亡くなった場合

上記の場合に、18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）がいる配偶者、または18歳到達年度の年度末までにある子（または20歳未満の障害者の子）が支給されます。

ただし、①②の場合には、死亡日前の保険料を納めた期間と免除をされた期間が、保険料を納めなければならぬ全期間の3分の2以上あることが条件です。または平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

【寡婦年金が支給される条件】

以下の条件を全て満たした夫が亡くなった場合に、その妻が60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

①夫自身が第1号被保険者で、国民年金の保険料を納めた期間と免除をされた期間が25年以上あること

②死亡前に、婚姻関係（内縁でもよい）が

10年以上続いていたこと

③ 夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を支給されたことがないこと

【死亡一時金が支給される条件】

国民年金保険料を納めた期間が3年以上ある第1号被保険者が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給しないまま死亡した場合、遺族に支給されます。

・遺族とは配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹で、この順番の先順位者が受給できます。

・遺族基礎年金を受給できる遺族がいる場合には、支給されません。

・死亡一時金と寡婦年金の両方が支給される場合は、どちらか一方を選択します。

(2) 厚生年金の遺族給付

【遺族厚生年金が支給される条件】

① 厚生年金の被保険者が、在職中に亡くなった場合

② 退職後に、在職中に初診日のあるケガや病気が原因で、初診日から5年以内に亡くなった場合

③ 1級または2級の障害厚生年金を支給されている人が亡くなった場合

④ 3級の障害厚生年金を支給されている人が、同一病名で亡くなった場合

⑤ 老齢厚生年金を支給されている人または受給資格がある人が亡くなった場合

上記の場合に、遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母）にこの順番の先順位者が受給できますが、妻以外が受給する場合には年

齢による制限があります。

また、遺族厚生年金を受給できる人の収入が850万円（所得金額では655万5000円）以上あると遺族年金は受給できません。

ただし、①②の場合は、死亡日前に国民年金の保険料を納めなければならぬ期間がある場合には、全期間の3分の2以上が納めた期間と免除をされた期間であることが条件です。または、平成38年3月31日までは死亡日前1年間に未納期間がなければ支給されます。

3. いくら支給されるのか？

(1) 国民年金からの支給

【遺族基礎年金】

78万0100円 + 子の加算

「子の加算」は18歳到達年度の年度末までにある子（20歳未満の障害者の子）がいる場合に加算されます。金額は次の通りです。

・2人まで 1人につき22万4500円

・3人目以降 1人につき7万4800円

【寡婦年金】

夫が受給できたはずの老齢基礎年金×4分の3

【死亡一時金】

保険料を納めた期間に応じて支給される金額。

3年～15年未満…12万円

15年～20年未満…14万5000円

20年～25年未満…17万円

25年～30年未満…22万円

30年～35年未満…27万円

35年以上 …32万円

(2) 厚生年金から支給される場合

【遺族厚生年金】

報酬比例部分の年金額の4分の3

なお、「厚生年金の遺族年金が受給できる条件」の①②③④の場合は、加入月数が25年（300月）未満の場合には、25年（300月）の加入があったものとして計算します。

子がいない30歳未満の妻が遺族年金を支給される場合には、5年間の有期年金になります。

【中高齢の寡婦加算】

夫が死亡した場合で「厚生年金の遺族年金がもらえる条件」の①②③④の場合、または⑤で厚生年金に20年以上加入していた場合は、夫の死亡当時妻が40歳以上で子がない時、または子が18歳到達年度の年度末（障害者の子は20歳）になった時に妻が40歳以上であれば、妻が65歳になるまでの間、中高齢の寡婦加算として58万5100円が加算されます。

【遺族共済年金】

共済年金と厚生年金が一元化される前の平成27年9月末までの組合員期間を有する公務員の場合は、その期間に応じて遺族共済年金が支給されます。

(3) 公務遺族年金（公務員のみ適用）

公務遺族年金は、公務員が在職中、または退職後に公務（通勤を除く）により死亡した場合に支給されます。